人権と平和新聞

2015年6月26日発行

共に生きる

平和・人権
社会・宗教
政治と暮し
分かち合い

No.57

発行／〒806-0049 北九州市八幡西区穴生1-8-10 ／瀬下幸弘 FAX093-622-1290

文月（ふみづき） 7 2015

力を合せ「戦争法案」を廃案に

いま大きな変化が起きています。6月4日の衆議院憲法審査会で参考人として出席した憲法学者3人が「集団的自衛権」の行使が日本国憲法と照らし合わせると「違憲」と述べ、これが反響をよんだのです。NHKでさえもこれを大きく報道し「戦争法案」を廃案に追い込む流れが大きく加速し始めました。（安倍政権は巻き返しに必死です）

6月12日には元自民党の山崎拓さん、亀井静香さんや現衆議院議員の村上誠一郎さんらが「集団的自衛権」「安保法案」などについて反対の記者会見を行っています。そして圧倒的多数の憲法学者も、集団的自衛権を「違憲」としています。安倍政権が国会に提出した「安保関連法案」がいかに危険な法案であるかを如実にあらわしています。安倍政権は慌てて「安保関連法案は憲法に違反しない」と主張する2人の学者（日大・百地教授と駒大・西名誉教授）を登場させました。学者同士の見解を対比させようというねらいなのでしょうか。百地教授は「憲法に集団的自衛権の行使を禁止したり、制約したりする明文の規定が存在しない以上、集団的自衛権を行使できることは明らか」と述べています。つまり憲法に「書いていないから合憲」という論理です。これに対して5月3日、憲法記念日に北九州で講演した木村草太さん（憲法学者）は、「集団的自衛権が憲法違反であるとみるのが一般的。ごく一部の学者が『憲法のどこにも集団的自衛権を行使してはいけないと書いていない』から〝合憲〟との主張は実に稚拙な意

（2ページに続く）

中学生のための「慰安婦」問題パネル展開催中(6/21~6/30)

下関アムネスティ主催

市民活動センターで6月30日まで開催。開催日初日、母と一緒に来た中学生たちがパネル展を食い入るように見ていました。

若者も立ち上がる

6月14日、3500人の若者が行進したことが報じられました。

写真：目良誠治郎さん

7月のお知らせ

- ◆6月28日(日)**「慰安婦」映画と講演** 下関駅ビル3F 10時15分
  「慰安婦」パネル展は6月30日(火)まで 市民活動センター
- ◆7月4日(土)下関アムネスティ(市民活動センター)…14時
- ◆7月10日(金)映画「望郷の鐘」(ムーブ)…11時,14時
  満蒙開拓団の落日(案内は5ページ)
- ◆7月11日(土)**原発ゼロをめざす署名行動**(JR黒崎駅前)13時
- ◆7月14日(火)社会福音部会（アドラック） …13時30分
- ◆7月25日(土)ピース9の会西日本の集い(大名町)…13時
- ◆7月26日(日)北九州平和の集い実行委員会(小倉)…14時

世界人権宣言(谷川俊太郎訳)

第7条　法律は平等だ

法律はすべてのひとに平等でなければいけません。法律は差別をみとめてはなりません。

7月11日:イチイチ祈りの会

場所は**黒崎教会聖堂、午後1時30分。**
どなたでもお出でください。

（前ページの続き）

平和の世論を高めよう

見だと語りました。憲法9条第2項では戦力の不保持と国の交戦権を認めていないこと。憲法73条では、軍事権を憲法に書かないことを選択していること。憲法76条においても軍法会議の設置を認めていないこと。自衛隊は国内の安全活動を主とする任務であることなどを説明しました。その上で、「書いていないから合憲というのなら、書店に行ってアジの開きを買うようなもの。書店に“アジの開きを売っていない”と書いてないから」に等しいとし、“合憲”論を唱えるならば、憲法条文の中に例外を認める条文を示すべき（6月17日「なぜ憲法学は集団的自衛権意見で一致するのか」木村草太）と指摘しています。

学者たちも元自民党幹部も必死に「戦争法案」と闘っています。議会の外にいる私たちにはどのようなことができるでしょうか。

木村さんは「選挙による抵抗の他にもいま私たちにできることがあります。それは、このような集会や反対のデモを行うこと。護憲の本を多く購入すること。電波で発信することなどで、世論を高めていくこと。それによってマスコミも巻き込むことができ、安倍政権も無視できなくなります。一人ひとりの政治参加はいろいろな方法があります。」と呼びかけました。みなさん、力を合せ稀代の「戦争法案」を廃案に追い込みましょう。

（編集部一同）

西山進さん（日本漫画家協会員）**も安倍政権の国会無視に怒っています。**

「慰安婦」パネル展開催中

▶準備するスタッフ

▶来場した市民

《アムネスティ》下関通信（No. 15）

下関での「中学生のための“慰安婦”パネル展」も中日を迎えます。若者はチラホラですが熱心な年配の来場者もあり感想文の枚数もふえてきました。しかし、中には聞こえよがしに「こんな展示をしやがって！市議会に訴えてやる！」と罵声を発したり、「韓国には35回も行った。慰安婦になった人は親達が女衒（ぜげん）に売ったからで、日本が拉致した訳ではない。韓国が大嫌いになった。」とFAXを寄せてくる人もいます。

確かに世論は定まっていません。だからこそ真相を希求し続けて積まれてきた証言、調査、研究等を公開し市民が議論する場が大切と思います。教育の場に政治を持ち込みたくないとの配慮は、返って真実を教育の場から締め出すことになりかねません。被害者が被害を受け始めたと同じ年令の若者たちの純粋な感想こそ、人類史への最大の捧げものになるでしょう。

パネル展会場には当問題についての「アムネスティ国際声明」が掲げてあります。一般に日本への要請の大半は、謝罪、賠償、教科書（事実の歴史的継承）ですが、上記声明は教科書を「義務教育の教科書」と明記しています。ドイツでは「人をガス室で殺してはならない」ことを教えるため、子ども達をアウシュビッツへピクニックに連れ出すそうです。日本にも「三つ子の魂百まで」の優れたことわざがあります。「性奴隷制は人類最大の罪」であることを義務教育でこそ学習させたいと願います。「慰安婦制度」は象徴的女性侵害、根絶すべき戦争犯罪です。

上記声明文の結語は「性奴隷制（の事実）を否定したり正当化しようとする発言に対して、反論すること」と記しています。（2015.6.25 アムネ下関、山県）

ある少国民の戦中・戦後 ⑤

秋吉正子　連続6回

(五)善行

昭和十六年、国民学校に入学した年に始まった太平洋戦争は、長く苦しい戦いの末に敗れ、昭和二十年、五年生になってやっと終りました。

周囲に煽られて必ず勝つと信じて、一生懸命がんばったのに負けてしまって、騙されたような虚しい気持ちでした。それでも、これからは勉強ができると思ってうれしかったのですが、教科書も無いので勉強になりません。今までの教科書は内容があまりにも軍国主義的であるという理由で、そのままでは使えなくなったからです。授業時間に先生は、空襲で焼け出されて家がなくなった人や、親兄弟を失った戦災孤児の話などをしてくれていました。そういう気の毒な人たちの話を聞くと、空襲にも遭わずに無事に暮らしていることがすまないような気持ちになるのでした。

そんなある朝、クラスのKさんが「先生」と手をあげると「わたしは冬中、足袋も靴下も穿かないで我慢しようと思います」と言ったのです。すると先生は「うわぁ、偉いねえ。Kさんだったらきっとできるね。みんなはどう?」と教室の中を見回したのです。突然のことで皆はすぐには返事ができません。でも、先生の期待に応えなければいけない雰囲気でした。あの「勤労奉仕」にのめりこませたある力が、再びわたしたちを捉えはじめていました。やがてひとりが「わたしもします」と言うと、数人が次々と手をあげたのです。先生は満足そうでした。

初めは、クラスの半分以上が我慢くらべに加わっていましたが、寒さが厳しくなってくると止める人が増えていきました。いちばん辛かったのは掃除の時間でした。水道も無く、井戸水は凍りついて使えないので、校庭の隅の池の氷を割って汲んだ水で雑巾がけをするのです。水が冷たいのでぞうきんをよく絞らずに拭くので、その上を素足で歩くと、足はずきずきと痛くなってきます。ひびが切れてかじかんだ手に「ホウーッ」と息を吹きかけて温めながら、掃除が終る頃には寒さと痛さで泣きそうになるのでした。

この我慢くらべを父は猛反対しました。青い顔をして寒そうにしているわたしを「そんな馬鹿なことは止めなさい!病気になったらどうする」と叱りました。父に何度叱られても、わたしは止めませんでした。わたしには善いことをしているのだ、という自負心がありましたし、先生も励ましてくれていたからです。

池の氷も解けて、わたしにとってひとしお寒く長かった冬も終る頃、最後までやり通したのは、Kさんとわたしの二人だけでした。

終業式が近づいた三月のある朝、Kさんは教室に入ってこられた先生にかけ寄り、息をはずませながら言ったのです。「父と母が、冬じゅう靴下を履かないで頑張り通したごほうびに、十円の貯金をしてくれました。」

先生はKさんのおかっぱ頭をなでながら、「そう、よかったねえ、よかったねえ」と、自分のことのように喜ばれました。その数日後、Kさんのことが「善行」として、新聞に大きく掲載されたのです。

わたしは、冬に引いた風邪が原因だったのか、父の案じた通りに病気になり、六年生になるとあまり学校へは行けませんでした。父は「ほうら見ろ、おまえが言うことを聞かないから病気になってしまったじゃないか!」とわたしを責めました。いつもは優しい父の激しい怒りに、返す言葉もありません。父に言われるまでもなく、わたしは後悔していました。と同時に、病気になった自分が惨めでなりませんでした。(続く)

▲「すみぬり教科書」
いままで使っていた教科書の天皇と軍国主義についての記述を、すみで消すように文部省から指導されました。

▲「浮浪児」のねぐら　両親を失った戦災孤児たちは「浮浪児」と呼ばれました。タバコの吸い殻をひろって売る「モクひろい」や「靴みがき」をして必死で生きていました。

「自分たちで校舎づくり」▶
兵舎を取り壊し、その材木やかわらを使って急ごしらえの校舎を自分たちの手でつくりました。

写真と文は「子どもたちの昭和史」より(大月書店)

消費税と人権・平和を考える (6)

安永 亮 税理士事務所
安永 亮 所長

今回は、応能負担原則（＝負担能力に応じて税負担をする考え方）の具体的な内容のうち③総合課税について考えましょう。

総合課税は、各種の所得を合算した合計額に課税する方法です。総合課税に対して分離課税という方式もあります。分離課税は、各種の所得のうち特定の所得を他の所得と切り離して課税する方法です。

預金の利子所得は、もっとも身近な分離課税です。例えば利息100円に対して所得税と住民税の合計税率20.315%の20円が差し引かれ、80円だけが預金利息として通帳に記載されます。その他にも土地・建物を売った時や株式を売った時の譲渡所得、株式の配当所得などに分離課税が採用されています。

分離課税は特定の所得に対して単一税率で課税するのですから、結果的に、特定の所得も合算して総合課税した場合の税率より分離課税の税率が低いほど総合課税と比べて負担する税額は少なくなり、逆に、分離課税の税率の方が高ければ総合課税と比べて負担する税額は多くなります。大資産家は分離課税の対象となる所得が多く、毎年適用されて大きな恩恵を受けるので、分離課税は大資産家優遇といわれるのです。

最後に、消費税導入前後で、応能負担原則が弱められた結果、所得税と住民税の負担額がどう変化したかを見てみましょう。
表を見ると、同じ課税所得なのに負担する税額がまったく違います。貧富の格差拡大の一因であることが理解できるでしょう。

所得税額を1986年と2014年で比較すると……

課税所得	1986年	2014年	差額
2百万円	248,500	102,500	-146,000
4百万円	628,500	372,500	-256,000
8千万円	44,078,500	29,204,000	-14,874,500
10億円	688,078,500	397,204,000	-290,874,500

住民税額を1986年と2014年で比較すると……

課税所得	1986年	2014年	差額
2百万円	90,000	200,000	110,000
4百万円	190,000	400,000	210,000
8千万円	13,155,000	8,000,000	-5,155,000
10億円	178,755,000	100,000,000	-78,755,000

所得税額と住民税額の合計額で比較すると……

課税所得	1986年	2014年	差額
2百万円	338,500	302,500	-36,000
4百万円	818,500	772,500	-46,000
8千万円	57,233,500	37,204,000	-20,029,500
10億円	866,833,500	497,204,000	-369,629,500

日本には配当所得１００億円超の方がいますが、配当所得のみで課税所得１００億円として分離課税の恩恵は……

課税方法	所得税額	住民税額	合計
総合課税	3,997,204,000	1,000,000,000	4,997,204,000
分離課税	1,531,500,000	500,000,000	2,031,500,000
		差額	-2,965,704,000

税の負担のあり方は、政治の姿勢を表します。憲法が要請する負担のあり方を、主権者である国民が自覚して考え、選択していかなければなりません。消費税の是非の答えは、その延長線上にあります。余談ですが、憲法を土台にした政治の実現を軽んじてきた日本国民の前に、安倍政権という憲法を自分勝手に解釈する政権が生まれてきたのではないかと思います。

憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と規定しています。私は立憲国家、民主主義国家の一人の国民として、憲法が指し示す誰もが豊かで平和に安心して暮らせる社会の実現を願っています。

次回から消費税について考えていきましょう。

Voice of TAKAE No.5

沖縄県東村高江（ひがしそんたかえ）で起きていること

沖縄の水が危ない

北部練習場には5つのダムが点在し、沖縄本島生活用水の60%を賄う貴重な水源地です。2007年には、そのダムに投機された弾薬類が1万発以上発見されました。さらに、ベトナム戦争時、北部訓練場において米軍が枯れ葉剤を散布していたことも明らかになりました。このヘリパッド建設によって、ダム周辺でのジャングル戦闘訓練が激化し、更なるダム汚染につながることが心配されます。

「安保法制反対」と言わなくていいの？

（小倉北区の黙ってられない“Ka”）

報道ステーションで、151人中146人の憲法学者が安保法制は違憲と考え、合憲であると答えたのはわずか3人だという結果が報道されました。各地で安保法制反対のデモが行われています。東京や京都では若者によるデモも行われています。民主主義を取り戻し平和憲法の価値を再確認する作業が各地で行われているのだと思います。でも、もっともっと多くの国民が、集団的自衛権反対、安保法制反対と声を挙げないとなりません。そうしなければ、安倍政権は国民の声を無視してしまうでしょう。

ツィッター

ボンヘッファー（神学者 1906～1945）は平和講演で次のように話しました。

「平和はどのようにして実現するのでしょうか。（略）いいえ、これらすべてをもってしても平和は実現しません。その理由は、そこでは「平和」と「安全保障」が取り違えられているからです。安全保障という道によっては決して平和に到達できません。（略）安全保障を追求するということは、相手に対して不信の念を持つことを意味するからです。そしてこの不信が戦争を生み出すのです。」

主の言葉によって歩む私たちは、軍事力による安全保障を推し進める力に対して「NO！」と言わずにはおれないのです。剣や槍に依らない平和を、祈り求めましょう。

映画「望郷の鐘～満蒙開拓団の落日～」案内

「中国残留孤児の父」といわれた山本慈昭。みずからも満州で過酷な体験をしながら、生涯を残留孤児たちの肉親探しにささげ、献身的な愛でささえた。…」　監督／山田火砂子　一般1200円中高生800円　北九州「望郷の鐘」実行委員会事務局090-6892-7715（原田）　9月12（土）は八幡西区子どもの館で①14時30分②18時～

北九州市門司区の土砂が辺野古埋め立てに

西日本から大型トラック350万台分（Y）

ご存知の方も多いと思いますけど、もっと多くの人に知ってほしいです。門司区の砕石場3ヶ所から土砂を運び出し、沖縄の辺野古新基地建設の埋め立てに使われるそうです。防衛省（沖縄防衛局）の申請書によると、キャンプシュワブ沿岸部に建設予定のV字形滑走路は127ヘクタールで海面より10メートル高く埋めるので、大量の土砂（2,100万㎥）も必要とのことです。他にも、奄美大島、天草、五島、佐多岬、瀬戸内、徳之島からも土砂が使われるそうです。そのため「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会が設立されました。美しい故郷の土が軍事基地のために使われるのは絶対ゆるせないと思って投稿しました。掲載してください。

美しい辺野古の海

中村哲さんが話します！ 9条あっての国際貢献

ご案内

アフガニスタンでの医療協力31年

8月2日（日）13時30分～
北九州市ウエルとばた大ホール
定　員：800名　　無料
問合せ：福岡県弁護士北九州部会
電話（093）561-0360

「アフガニスタンでは『憲法9条があってよかったな』と、日々思いながら暮らしています。日本は軍事協力に消極的だった結果として、世界に敵をつくってこなかった。アフガンでは敵意ではなく、恩人としての意識だけが残った。それは日本のブランド力、歴史的遺産ともいうべきでしょう。9条の底力とはそういうものだと思います。」（チラシより）

今年の流行語大賞？（S）

志位委員長「総理は、ポツダム宣言のこの認識をお認めにならないのですか。」

安倍首相「**つまびらかに読んでいない**ので論評は差し控えたい」

志位委員長「ポツダム宣言は、日本の戦争について、『間違った戦争』だという認識を明確に示しております。認めますか」

安倍首相「その部分を**つまびらかに読んでおりません**ので、（議場ざわめく）…、いずれにせよですね、いずれにせよ…」

日本漫画家協会
日本漫画家会議

西山 迎（にしやま すすむ）さんの漫画

6月24日に漫画新聞を頂きました。紙幅の関係で、半分しか掲載出来ませんでした。（編集部）

「正義と平和全国集会福岡大会」基調講演録（2014年9月13日）

東アジアの平和と福音的展望 (9)

韓国国民1%の済州島民と東アジアの平和実現を夢見ながら

カトリック韓国済州教区長
カン・ウイル司教
※文責／編集部

［チェジュ島の4・3事件とその後］

軍隊と右翼団体の行った焦土化作戦で山岳地帯の家屋95%が焼かれ、数えきれない住民が殺害されました。家を焼かれ、畑を失った住民約2万人が、生きのびるためにもっと山奥に身を隠すしかありませんでした。しかしその住民たちは〝ゲリラ〟として否応なく討伐の対象にさせられたのです。1949年3月、政府はチェジュドに戦闘司令部を設置し、山にたてこもっている人たちに向かって、〝山から降りてくれば赦免する〟という広報活動を行いました。その政府広報を信じてかなりの人が下山しました。けれどもそれを信じ山から下りてきた住民たちに対し、当局は全員赦免せず刑務所に送るか、処刑しました。49年6月、武装ゲリラの総司令官ともいえるイ・ドック（李徳九）が射殺され、武装グループは事実上壊滅し4・3事件は一応整理されるかのように終わりました。

しかし、翌年1950年6月25日、北朝鮮軍隊が38度線を越え南へ進撃しました。南北間の戦争が勃発し大変な状態がまた引き起こされました。その戦争のために4・3事件に何らかの関連あった人たち、4・3事件で殺された人あるいは行方不明になった人たちの家族たちはみな危険人物と見做され、そしてすぐに敵に協力できる可能性を持つグループとされ、捕えられたり射殺されました。ですから1948年4月3日から戦争が終わる54年までにチェジュ島民の3万人が命を落としました。

こういう状況の中で多くのチェジュ島民が島を離れました。韓国本土のほか中国や日本に逃げていきました。チェジュ島民は昔も今も韓国人口の1%程度ですが、日本にいる在日韓国人の中でのチェジュド出身者は10%です。チェジュ島民たちは生き延びるために国を捨てました。島に残った4・3事件で生き延びた家族たちも連座制適用によりかなり長い間〝赤〟というレッテルを貼られ生涯正常な社会生活が出来ませんでした。

数年前、集団虐殺された犠牲者たちの屍がチェジュ市内の国際航空滑走路の片隅で発見されています。私は昨年暮れ、「東アジアの平和を考える国際シンポジウム」に参加しましたが、その時軍港建設反対の出発点としてチェジュドの4・3事件のことについて話しました。話が終わると参加者の一人が私のところに来て言いました。「自分は、日本で牧師として働いている在日2世ですが、話を聞いて大きなショックを受けた」ということでした。彼のお父さんはチェジュド出身ですが、ふるさとのことについてほとんど何も語ってくれなかったそうで、でも自分が幼い頃からお父さんが何か言おうとして、いつも心にのしかかっていたこと、夢の中でたびたびすごくうなされる様子を見て育ったそうです。お父さんが亡くなる前「もしチェジュドに帰ることがあれば絶対チェジュ市内の空港から帰るな」と話したそうです。何故そう言うのか、不思議に思ったそうですが、私の話を聞き、父がチェジュドを離れる前に、空港付近で集団虐殺が行われそのまま葬られてしまったことを知っていたようです、と言ってくれました。（続く）

編集後記

“大きな誤算”と嘆く声。憲法審査会で参考人の憲法学者3人が「違憲」と指摘。しかし「合憲の学者もたくさんいる」と言い、直後「数の問題ではない」と開き直る。輪をかけて「最後は内閣・国会が決める」との発言が。それに対しある学者が「国会や内閣は、国民世論との往復運動をしながら物事を決めていくのが憲法の在り方。議会制民主主義の意味を考えよ。『議会主義』ではない。」と。まさにそうです。国会が国権の最高機関でも権威は国民にあり、その決議は国民に幸せをもたらさねばなりません。若者を戦場に派遣しようとする決議は“違憲”で道理に悖る。国民は見抜いています。(瀬下)